

# 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について

釜石市総務企画部財政課

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体に対し、財政状況を判断する4つの健全化判断比率と公営企業の経営状況を示す資金不足比率の公表、並びにその比率に応じた健全化計画などの策定を義務付けています。

当市の平成20年度決算に基づく各比率の算定結果は以下のとおりです。

## 1 健全化判断比率の算定結果

当市の健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となります。

前年度と比較して実質公債費比率は、病院統合及び基準財政需要額に算入される公債費の増などにより0.8ポイント、将来負担比率は、地方債現在高の減及び標準財政規模の増などにより10.6ポイント、いずれも向上しています。

項目	釜石市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	13.30%	20.00%
連結実質赤字比率	— %	18.30%	40.00%
実質公債費比率	13.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	141.2%	350.0%	

※ 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率  
赤字(不足額)がない場合(黒字の場合)は「-(該当なし)」にて表記しています。

※ 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

※ 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※ 早期健全化基準・・・自主的な改善努力による財政健全化が必要と判断される基準値

※ 財政再生基準・・・国等の関与による確実な再生が必要と判断される基準値

◎釜石市の健全化判断比率は、全ての指標で早期健全化基準を下回りました。

## 2 資金不足比率の算定結果

当市の公営企業会計には資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は不要となります。

項目	水道事業 会計	病院事業 会計	下水道事業 特別会計	漁業集落排水事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計	経営健全化 基準
資金不足比率	— %	— %	— %	— %	— %	20.0%

※ 資金不足比率・・・資金の不足額の事業規模に対する比率(資金不足額がない場合「-」にて表記)

※ 経営健全化基準・・・早期健全化段階とみなされる基準値

※ 病院事業会計は、公債残高がある期間中、想定企業会計として算定される。

◎釜石市の資金不足比率は、全ての会計で資金不足が発生しておらず健全な状態にあります。